

# 安芸高田市空き家改修事業補助金について

安芸高田市では、空き家を有効活用し、定住促進による人口増加を図るため、空き家所有者等が行う家屋の改修等に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。



## 補助対象者

- 1 安芸高田市空き家情報バンクに登録されている市外の空き家利用希望者又は、空き家情報バンクに登録されている空き家所有者
- 2 Uターンにより定住する空き家所有者（空き家バンク非登録で可）
- 3 市町村民税の滞納がない方
- 4 安芸高田市暴力団排除条例第2条第2号及び第3号に規定されていない方
- 5 この補助金の交付を受けて改修した空き家に、定住する見込みのある方

※市外の空き家利用希望者の定義

- ①安芸高田市内に住所を有していない者又は住所を有して3年を経過しない者
- ②市外に2年以上住所を有している者（市内に住所を有して3年を経過しない者にあつては、市内に住所を有する前に市外に2年以上住所を有していた者）
- ③Uターン者は、市外に2年以上住所を有している者

## 補助対象住宅

- 1 安芸高田市空き家情報バンクに登録されている空き家で、次のいずれにも該当する住宅
  - (1)市外の空き家利用者と空き家所有者との間で売買又は賃貸借に関する契約を締結していること。（賃貸借に関する契約を締結している場合は、所有者の承諾を得ていること）ただし、自己所有者の場合は不要とする。
  - (2)空き家の改修工事を施工する業者が、安芸高田市内の建築業者であること。
  - (3)補助金交付決定後工事に着手し、かつ、当該年度の3月末までに完了するもの。

## 補助対象となる工事

住宅の機能回復又は向上のために行う改築、増築(10㎡以内のものに限る)、修繕、模様替え、設備改善工事

(但し、同一物件につき1回限りとする。)

## 補助金額

改修工事費×1/2

100万円 を上限とする

(補助金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)

	項 目	補 助 額
基本額	転入者の世帯	50万円
加算額	婚活世帯又は転入者の子育て世帯	30万円
加算額	子ども1人当たり 10万円	限度額 20万円

# 事業の実施方法

## 交付申請

この補助金を受けようとする方は、次に掲げる書類を添え、工事に着手する 10 日前までに提出してください。

提出先 安芸高田市役所 建設部住宅政策課  
住所：安芸高田市吉田町吉田 791  
TEL：0826-47-1202 FAX0826-47-1206

※予算の範囲内で補助金を交付しますので、予算がない場合は補助金の交付ができませんのでご了承ください。

### 【提出書類】

- 1 補助金交付申請書（様式第 1 号）
- 2 売買契約書又は賃貸借契約書の写し
- 3 住民票の写し又は住民票記載事項証明書【空き家利用者が申請者となる場合】
- 4 戸籍附票【空き家利用者が申請者となる場合】
- 5 見積書の写し
- 6 空き家の平面図等
- 7 施工箇所の写真（補助対象事業実施前）
- 8 空き家所有者の改修工事承諾書【賃貸借契約の場合に限る】
- 9 市町村民税を滞納していないことが確認でき書類（納税証明書）
- 10 その他市長が必要と認める書類

## 変更承認申請

事業の内容を変更するときは、変更に係る工事の着工前に、以下の書類を添えて、安芸高田市建設部住宅政策課まで持参してください。

### 【提出書類】

- 1 変更承認申請書（様式第3号）
- 2 添付書類（交付申請の添付書類のうち、変更部分に係るもの）

## 申請の取下げ

交付申請を取下げるときは、当該年度の2月末までに以下の書類を添えて、安芸高田市建設部住宅政策課まで持参してください。

### 【提出書類】

- 1 申請取下届（様式第5号）

## 完了実績報告

補助事業が完了したときは、以下の書類を添えて、安芸高田市建設部住宅政策課まで持参してください。

受付期間 工事完了の日から30日以内、又は平成30年3月末日までのいずれか早い日まで

### 【提出書類】

- 1 実績報告書（様式第6号）
- 2 領収書の写し
- 3 施工箇所の写真（補助対象事業実施後）
- 4 その他市長が認める書類

## 補助金の請求

補助金の額の確定通知を受けましたら、請求書に捺印して安芸高田市建設部住宅政策課へ持参又は郵送してください。

請求書が提出された後、補助金を交付します。

### 【提出書類】

- 1 請求書（様式第8号）

## 工事中及び工事完了後の留意点

### ① 改修工事中内容の確認方法

改修工事の内容が事業の要件に該当していることを確認するため、完了実績報告において、改修工事中の写真を求めることや、現地調査を行う場合があります。

### ② 改修工事後の善良な管理について

この補助事業を受けて改修工事をしたものについては、補助金交付の日から5年間は、利用者の転居は認めない。また、改修住宅を取り壊したり、売却してはならない。

### ③ 利用者の入居

改修工事の完了の日から3月以内に入居しなければならない。

### ④ 交付決定の取消、補助金の返還について

万一、補助金の交付を受けた方が、補助金を他の用途へ使用し、補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件等に基づく市長の処分に違反したときは、交付の決定を取消し、補助金の返還を命じることがあります。

安芸高田市空き家改修補助金申請の手続きの流れ

